

補足説明

* 1 コーディネーター

本アンケートにおいてコーディネーターとは、地域コーディネーター*²（学校支援コーディネーターを含む）や統括コーディネーター*³、地域学校協働活動推進員*⁴等、学校支援活動のために地域と学校との連絡・調整等を行う人とします。

* 2 地域コーディネーター

地域コーディネーターとは、学校区レベルにおいて地域住民等と学校との連絡調整や、地域学校協働活動*⁵の企画・推進等を行う人のことをいいます。

* 3 統括コーディネーター

統括コーディネーターとは、コーディネーター同士のネットワークづくり、地域住民を対象とした地域活性化に向けたコーディネート、コーディネーター人材の発掘・確保の支援、地域学校協働活動に関する先行事例等の把握・提供等を行う人のことをいいます。

* 4 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動の円滑かつ効率的な実施を図るため、教育委員会から委嘱された人のことをいいます。基本的には地域コーディネーターと同様の役割を担い、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わることとなります。（呼称は、コーディネーターでよい。）

* 5 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、学校支援活動を発展させた活動です。コーディネーターを配置し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことをいいます。

活動の具体としては、「学校支援活動」、「放課後子ども教室」、「土曜日の教育活動」、「学びによるまちづくり」、「地域社会における地域活動」等の、多様な活動を行うこと

となります。学校支援活動のみ行われている場合でも、地域学校協働活動に発展するものとして地域学校協働活動と捉えても構いません。

*** 6 本部事業**

本部事業とは、地域学校協働本部や学校支援地域本部等コーディネーター*1が配置され、地域と学校との連携・調整等をして地域住民等が参画できる体制のもと、学校支援活動等を行う取組のことをいいます。

*** 7 コミュニティ・スクール**

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指します。

【参考】

学校運営協議会の主な機能（役割）

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

「コミュニティ・スクール2018」（文部科学省）によると、平成30年4月1日現在、全国で幼稚園147園、小学校3,265校、中学校1,492校、義務教育学校39校、中等教育学校1校、高等学校382校、特別支援学校106校がコミュニティ・スクールを導入しています。